

益子町福祉タクシー事業

【事務の流れ】

① 協定の締結

- ・ 年度末に、次年度の福祉タクシー事業に関する協定を町・業者間で締結します。
※協定書は町から送付します。

② 利用券の受領・割引

- ・ 利用者から利用券の提示があったら、利用券1枚につき500円を運賃から割り引いてください。
- ・ 利用券は、1回の乗車で3枚まで使用可能です。
- ・ 受領した利用券は、裏面（会社名等）にご記入をお願いします。
- ・ 運賃の金額が利用券の金額より少ない場合は、実際にかかった運賃の金額だけ割り引いてください。
【例】運賃が1,300円で利用券を3枚（1,500円分）提示された場合、1,300円を割り引き、1,300円を町へ請求してください。

③ とりまとめ・請求

- ・ 四半期（3か月）ごとに利用券をとりまとめ、請求書に利用券を添えて役場福祉子育て課あてにご提出ください。
※会計等の都合上、四半期ごとのとりまとめが難しい場合は、毎月の請求も可能です。ただし、支払は四半期ごととなります。

④ 支払

- ・ ご指定いただいた銀行口座へ、振込により助成額分を支払います。